

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

塩谷町長 見形 和久

市町村名 (市町村コード)	塩谷町 (09384)
地域名 (地域内農業集落名)	船生地区1 (板橋・天頂・合柄橋・井戸神・百目鬼・長峰・羽谷久保)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月18日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

・圃場整備が進んでおり、区画が大きい圃場が多い。  
・水が豊富。  
・中山間地域は獣害を受ける圃場が多い。  
・農地所有者が借受者に任せきりで、自身の圃場を把握していない。  
【地域の基礎的データ】  
農業者:107人、中心経営体:4経営体、担い手集積率:46.4%(うち地区内経営体率:47.3%)

## (2) 地域における農業の将来の在り方

・今後も引き続き水稻を中心に作付けをおこなっていき、農地の集約化や作業の効率化を図り、所得が得られる農業経営を目指していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	188 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	188 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内の全ての農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、耕作の継続が難しい農地等は今後検討とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標地図を理想の形になるように協議を継続し、貸し手が借り手を選択する際は、船生土地改良区を相談窓口とし、地権者の理解を深めるとともに、農地集積・集約化を進める。</li> <li>・地域の小作料の統一化や明確化。</li> </ul>
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地バンクに貸し付ける際は、船生土地改良区等と調整するなど関係機関の情報共有を図る。</li> </ul>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、圃場整備事業(井戸神・百目鬼地区)を進めており、令和9年度完了予定である。</li> </ul>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業体験の相談窓口などを作り、地域内外から多様な経営体を募集し、農業に参入しやすい環境を地域で考えていく。</li> </ul>
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域全体の集落営農組織を設立し、共同作業に取り組んでいく。</li> </ul>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ、シカによる被害が頻発しており、防止柵を設置するとともに管理体制を構築していく。
- ③スマート農業を推進し、作業省力化を図り、町への支援も要望していく。
- ⑦耕作者だけでなく、土地の所有者も一体となって農地の保安全管理に取り組んでいく。
- ⑦多面的機能支払交付金(井戸神・羽谷久保地区)、中山間地域等直接支払交付金(井戸神・百目鬼地区)を活用し、地域での圃場管理を行っていく。